

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

②評価調査者研修修了番号

SK15202 (S24156)
S15045
S15044

③施設名等

名称：	長谷川羽曳野学園
施設長氏名：	新屋公孝
定員：	40
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	柏原市円明町2-30
T E L：	072-977-5723
U R L：	

【施設の概要】

開設年月日	1948/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	大阪市 こども青少年局
職員数 常勤職員：	19
職員数 非常勤職員：	18
専門職員の名称（ア）	家庭支援専門相談員
上記専門職員の人数：	1
専門職員の名称（イ）	個別対応職員
上記専門職員の人数：	1
専門職員の名称（ウ）	児童指導員
上記専門職員の人数：	13
専門職員の名称（エ）	心理療法担当職員
上記専門職員の人数：	1
専門職員の名称（オ）	栄養士
上記専門職員の人数：	1
専門職員の名称（カ）	嘱託医（非常勤）
上記専門職員の人数：	1
施設設備の概要（ア）居室数：	9
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

運営方針(理念)：
 ①家庭的養護の推進 ②児童・職員の安心安全な生活を保障し、児童の心身の健全な育成を推進 ③児童の社会的自立を目標とした支援 ④児童や家族の回復を目標とした支援 ⑤人材育成・職員の専門性の向上
 入所児童の支援方針（基本方針）：長谷川小中学校と密接な連携をとりながら、将来社会人として、自立できる人間育成に努める。
 ①基本的な生活習慣の確立を図る。 ②自ら考え、自ら判断し、主体的に行動できる力を育む。 ③差別を許さず、お互いの人権を尊重する心を育む。 ④一人ひとりの持つ能力を伸ばし、社会の中で生きていく力を養う。

⑤施設の特徴的な取組

長谷川羽曳野学園は、昭和14年に、虚弱児童の教育を支援する目的で、個人が寄付した土地・建物に創設された郊外学校（現在の大阪市立長谷川小中学校）に由来します。学園は、学校に付属する寄宿舎でありましたが、昭和23年9月に養護施設として認可されました。その後も大阪市教育委員会が所管する市立施設として、大阪市民の児童を対象として運営しています。学校長が児童養護施設長を兼務してきて、児童福祉施設とはいえ教育的概念が主導する寄宿舎として存続し、幼児や高校生の入所はありませんでした。平成28年4月に学園の所管がこども青少年局に変更となり、園長をはじめ人事が刷新され、児童福祉施設としての機能強化を模索しています。しかしながら、入所児童は平成29年度になって初めて在籍を認められた高校生を除き、その他の児童は隣接する長谷川小中学校へ登校しています。一方、長谷川小中学校はその他の児童・生徒を受け入れていないなど、大阪市立であるが故の特殊性があります。院内教育という特殊性により、一般の児童養護施設処遇では通学が困難な児童が多く措置されており、また被虐待児童の率も他の児童養護施設に比して高い傾向にあり、大阪市におけるニーズも勘案し、児童心理治療施設機能への施設種別変更も予定されています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2018/1/9
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/3/26
受審回数	1
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

<p>【特に評価が高い点】</p> <p>長谷川羽曳野学園は、元長谷川小中学校に付属する寄宿舎であって、平成28年度に教育委員会からこども青少年局に移管されましたが、その後も長谷川小中学校は隣接して運営されているので、一般の学校への登校が困難な児童への就学機会を保障しています。また園の方針として、子どもの基本的欲求を受容的・支持的に受け入れているとともに、入所児童数に対して広い園舎であるため、子どもたちはのびのびと生活することができています。</p> <p>【改善が求められる点】</p> <p>① 平成28年度に所管が教育委員会からこども青少年局に代わり、さらに児童心理治療施設への種別変更が予定されています。3年の経過的期間の運営に、園長はじめ幹部職員と一部支援職員は、市の他部署からの異動で赴任し、その他は任期付職員によって構成されています。大きな変革をめざす中長期計画について、現場の組織にはその詳細が伝わっていないので、事業計画や職員の資質向上に向けた計画的な研修、ならびに職員配置について、組織的なガバナンス構築が不十分となっています。養育・支援の方針や手法についても、職員間で共通理解が整っておらず、標準的な手順等の検討が必要です。</p> <p>② 特に任期付職員は任期満了後の展望がなく、児童養護施設職員としての目標設定ができない状態にあります。</p> <p>③ 子どもは、今年度から始めて在籍する高校生を除いて、学園と長谷川小中学校を往来する生活で、地域社会との交流機会を制限されています。地域のボランティアグループが学園の裏山の手入れをする以外、養育・支援の活動にボランティア等の地域人財を受け入れていません。子どもたちの自立に向けた社会性を育む意味からも、様々な大人との交流機会を増やすとともに養育・支援活動を含む幅広いボランティア等を地域から受け入れていく必要があります。</p> <p>④ 子どもたちの安全を脅かす事例は指導日誌に散見されますが、個々の対応はもちろんのこと、その要因分析や再発防止策の検討を加えた「ヒヤリハット報告書」として整備し、事例を蓄積することにより、予防に努め、支援の向上を図ることが求められます。</p> <p>⑤ 整えるべきマニュアルの多くが作成中・検討中の状況です。マニュアルの作成については、一部の中堅職員に委ねるのではなく、多くの職員が参画して行われることを期待します。</p> <p>⑥ 子どもは権利ノートの存在さえも知らない状況で、自尊心と他者への配慮の原点となる権利意識を育む取り組みを充実する必要があります。</p> <p>⑦ 性教育プログラムの実施がありません。</p> <p>⑧ 大舎制というハードの制限もありますが居室や共用スペースにおいて子どもが一人になれる場はなく、自己領域の確保やプライバシー保護の観点で課題があります。30年度に実施する整備において、適切な対応を期待します。</p> <p>⑨ 学園内に立派な親子生活訓練室や地域交流ほか多目的に活用できる広間があるにもかかわらず、殆ど利用されていません。平成30年度の施設改修では倉庫に用途変更されると聞きます。非常に残念なことです。</p> <p>⑩ 基本的に大阪市民を対象とする福祉事業となっており、学園が所在する地域の福祉ニーズに対応する公益的事業・活動が行われていません。様々な制限はあると考えますが、今後、積極的な対応を図るよう期待します。</p> <p>⑪ 大阪市の関係機関との連携はありますが、地域の関係機関との連携は警察や保健所、消防組合などに限られています。</p>
--

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本施設は、平成27年度までは、児童福祉施設として機能する一方、大阪市教育委員会が運営してきたことから、学校の寄宿舎として位置づけられてきました。 ・ 平成28年度に児童福祉施設として機能強化を図る観点から、教育委員会からこども青少年局に移管され、職員もそのほとんどが入れ替えの状態での運営でした。また、職員の多くは児童福祉施設等での勤務経験のない職員も多く、その資質の向上が課題となっています。 ・ 今回の第三者評価でのご指摘については、ハードの問題、地域交流の問題等その対応に時間等を要するものもありますが、その内容を重く受け止め、現在入所している児童の支援の向上を最優先としながら、対応可能なところから一つひとつ改善してまいりたいと考えております。
--

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
理念・基本方針は明文化され、パンフレットに記載されています。そこには施設が目指す方向や職員の行動規範を読み取ることができます。しかしながら、これまで中学卒業を迎えると他園へ措置変更するのが通例で、子どもが移行後に不安定となることが多く、課題が指摘されてきました。平成28年度に、所管が教育委員会からこども青少年局に代わって以来、高校生の在籍が認められることになりましたが、家庭的養護の推進や児童の社会的自立を目標とするなどの重要な理念と、現実とはなお大きな乖離があり、理念・基本方針を職員や子ども、保護者等へより積極的な周知を図る取り組みが必要です。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】	
大阪市社会福祉審議会において、大阪市における社会的養護関係施設等のあり方が検討され（平成22年3月）、「大阪市こども・子育て支援計画（H27～31年度）」が策定されています。この中で、長谷川羽曳野学園については、多くの具体的な課題が指摘されています。しかしながら、依然として対象者を大阪市民に限定する観点に留まり、施設所在の地域に目が及んでいません。従って、入所児童の社会的自立を育むために重要な取組であるべき地域交流を喫緊の課題として把握・分析することが志向されていません。地域資源活用の視点が抜けており、また所管の変更や施設種別変更の予定もあり、経営方針が安定していません。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】	
大阪市社会福祉審議会の答申および「大阪市こども・子育て支援計画（H27～H31年度）」には、現状分析と課題を明らかにし、児童心理治療施設機能を強化した児童養護施設としての確立という方向が打ち出されています。そのビジョンにそって、平成28年度にその所管を教育委員会からこども青少年局に変更しています。しかしながら、そのようなビジョンに伴う具体的な課題や取組の詳細が、園長を含む職員の間で共有されていません。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
【コメント】	
中長期計画は、大阪市こども青少年局において策定されており、平成30年度に施設の改修整備が行われるとのことですが、その具体的な内容が職員にも明らかに示されていません。また児童心理治療施設への施設種別変更に向けた人員配置等、組織改革の計画など、中長期的なビジョンを明確にできる状況ではありません。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
【コメント】	
児童心理治療施設への施設種別変更方針に沿って、平成30年度の施設改修の実施や、大半の職員に任期付職員を採用しているなどの計画が実施されていますが、肝心の養育・支援に係る事業計画の策定に結びついていません。平成28年度の事業計画を精査したうえで平成29年度の事業計画を策定したとのことですが、単年度事業計画は中長期ビジョンを踏まえて作成すべきものです。養育・支援に係る事業計画を実効性あるものに策定するためには、中長期計画の詳細を明らかにして、単年度計画にどう結び付くのかを、園で共有することが求められます。人材確保とその資質向上という目標が年度計画にあげられていますが、十分な成果には至っていません。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者 評価結果
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
平成28年度の事業計画を精査したうえで、予め定められた時期、手順に基づいて平成29年度の事業計画の策定が行われています。しかしながら、専ら園長が作成するにとどまっており、職員の参画や意見集約といった、組織的な仕組みが機能していません。また、前述のとおり、中長期計画とのリンクを明確に示すことはできておらず、事業計画の説明はされていますが、多くの職員は展望を持たずに不安を抱えています。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
事業計画は文書化していますが、子どもや保護者等に改めてわかりやすい文書を配布・掲示して説明する取組は実施していません。保護者会や子ども会を設置・活用し、組織的な周知の取り組みを行うことが必要です。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
大阪市目標管理制度に基づいて、職員一人ひとりの目標設定と達成度の評価が行われています。また、自立支援計画の作成・実施の取り組みの中で、個々の子どもの目標設定と達成度の評価を実施しています。しかしながら、養育・支援はチームワークの取組ですから、これまで以上に組織としてのより有効な仕組みを構築することが重要です。養育・支援の現場に携わる職員を任期付き採用だけでは充足する事ができず、特に不足する女子職員を市職員の配置で補っています。新任職員は必ずしも児童養護における養育・支援の任に精通する経験や資格を有するとはかぎらず、そうした職員に対する養育・支援技術の初任者研修が求められます。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
【コメント】		
目標管理制度により、組織の中の職員一人ひとりの評価結果に基づいて改善策を実施するとともに、自立支援計画の評価結果に基づき、子ども一人ひとりに対して新たな目標を設定するなど対応しています。しかし、大阪市社会福祉審議会の提言（平成22年）にも、学園の現状分析がされ、取り組むべき課題が示されています。また、前回の第三者評価や自己評価によって把握された課題が文書として残されています。ただ、前回の第三者評価については、所管の変更や近い将来における施設種別変更といったドラスティックな変革が提示される前のものです。子ども青少年局の中長期ビジョンの具体的な計画が明らかに示されないままの過渡的運営の中では、施設として取り組むべき課題の明確化や、その改善の取り組みを計画的に行うことは難しいのではないかと考えます。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】		
園長の職務権限や責任については、大阪市の人事規程上明らかに示され、職員間で共通認識となっています。しかしながら、その役割と責任を広報誌や掲示物で表明していませんので、民間の児童養護施設における園長の位置づけとの違いが、第三者に理解されるものとはなっていません。また、施設における養育・支援の基本方針については、担当係長以下の職員に課題提起するにとどまっています。養育・支援の現場職員は、その経歴や専門的資質も多様であり、統一した指針による研修を伴っていないので、それぞれの経験を頼りに試行錯誤をしている状況にあります。市営の施設であることにより、施設運営の中長期ビジョンの策定や人事管理その他、本来は園長に付与されるべき権限が大幅に制限されています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
園長はじめ職員は全員大阪市の公職員であり、市の規定により遵守すべき法令等やコンプライアンスを正しく理解するよう、研修や職員会議を通じて周知する取り組みは行われています。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者 評価結果
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
【コメント】 園長自らは、児童相談所勤務歴も豊富であり、児童養護施設職員としての資質を向上すべき課題を強く認識して、職員会議で研修も行っています。しかしながら、任期付職員や配置になった本務職員への研修は不十分です。園長は自ら職員研修を実施されていますが、養育・支援の質の向上について、職員の資質向上を図って児童養護施設としてのミッションを共有するための具体的な取り組みが必要とされています。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	c
【コメント】 園長は、施設における人事、労務、財務等の経営環境の分析は行っていますが、平成28年度に所管する局が変更され、人員確保も難しい中で就労環境の整備、職員のモチベーション向上などに指導力を持って取り組むことが極めて困難になっています。児童数も減少傾向にあり、園は多くの課題を有していますので、園長にはより強い指導力が求められる状況にあります。職員の多くが、園長の現場への直接コミットを期待しています。園長およびび3係長には、難しい状況にあるとはいえ、児童養護施設の現場を預かる責任者として、職員を護り、児童の最善の利益の実現を目指して、環境改善に尽力することが求められます。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
【コメント】 必要な人材確保の考え方や方針は確立していますが、人事は専ら大阪市こども青少年局が所管しており、施設独自の人材確保は難しい状況です。職員定数にかかり欠員があり、女子職員が少ないなどバランスを欠いています。募集しても集まらないうえ、短期間で職員がやめるケースも頻出しています。任期付職員にも将来展望が持て、就業意欲の維持ができるよう、中長期ビジョンを明確に示し、抜本的な解決策が必要となっています。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】 大阪市の人事管理制度に基づき、人事考課制度や自己管理制度が適用されています。しかしながら、大半の職員は、任期付職員であるため、将来を展望する事ができていません。任期満了後の就労環境をイメージできるように、適切な情報提供と支援が求められます。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】 大阪市の人事管理制度に基づき、就労状況の把握や福利厚生の実施は、一定の水準を確保しています。しかしながら、大半の職員は任期付職員であるため、将来の身分保障はなく、またなにより施設種別変更後の養育・支援方針が不透明なこともあって、養育・支援に対するパッションの持続を難しくしています。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】 大阪市職員条例や倫理綱領には、「期待する職員像」が示され、また、個々の職員の目標管理についても実施されており、年3回以上の上司との面談も組み込まれています。しかしながら、大半の職員は任期付職員で、将来展望が持てないなか、職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとしてはその効果に疑問があります。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c
【コメント】 大阪市職員としてのコンプライアンス、サービスおよび人権研修などは大阪市の計画において実施されています。しかしながら、児童養護施設における養育・支援の内容や目標を踏まえた専門技術や専門資格の取得を目指した研修が計画されている状況ではありません。毎月の職員会議後に1時間～1時間半にわたり、園長自身による内部研修が実施されていますが、計画的な実施であるとは言えません。外部から専門講師を招いた研修や外部研修を加えた、計画的な実施を期待します。		

③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
【コメント】		
施設では、個別の職員の技術水準、専門資格等の取得状況は当然ながら把握されていますが、任期付職員が多数であり、新任職員に対する研修や指導も適切には行われていません。無料の外部研修もあり、情報が提供され、必要に応じて職員を割り振って派遣もしていますが、それは年間10回程度で、職員一人ひとりの参加機会は保証されていません。施設種別変更の予定が迫っていますが、その計画の詳細は職員間に共有されておらず、職員一人ひとりの教育・研修に計画性を持たせることがそもそも困難です。外部研修に関する情報は提供されていますが、日常業務の職員シフトも切迫していて、参加ができていない状況です。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
【コメント】		
教育委員会が所管した時代は、学校およびその寄宿舎として、教育実習の場ではありましたが、教育委員会から子ども青少年局に所管が変更されて以降は、児童養護施設として実習生を受け入れる体制が整っておらず、受け入れていません。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
【コメント】		
長谷川羽曳野学園のホームページはなく、大阪市子ども青少年局のホームページにも園の詳細な情報の公開はありません。大阪市民を対象とする福祉施策である事情で、園が所在する地域への広報は行われていません。大阪市立の施設であるとはいえ、社会福祉施設とその所在地との交流は重要なテーマであり、その意味で地域への情報公開がないことは大きな課題です。今後の取組に期待します。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】		
大阪市立の施設であり、その事務、経理、取引等に関するルールは明確であり、市の監査委員会、行政委員会の監査や厚労省、会計検査院等の監査も実施されています。しかしながら、他の市機関同様に、外部の専門家の助言、監査は行われておらず、経営・運営の取組は公正であると推定されますが、透明性が高いとはいえません。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	c
【コメント】		
子どもたちが通う長谷川小中学校の行事として、校外学習活動があるようですが、長谷川羽曳野学園として子どもと地域との交流を広げるための取組は、秋祭りの神輿担ぎやいくつかの招待行事がありますが、それらも地域からの働きかけに対する受身の対応にとどまっています。ただ、子ども青少年局に移管してからは、行き先さえ言えば、比較的自由に買い物などに外出することができ、高校生については、学校の友人等が遊びに来ることもあります。より能動的な地域への働きかけを行うことにより、子どもの社会性を育むことを期待します。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
【コメント】		
ボランティアの受入れには、①地域の人的社会資源を受け入れて、養育・支援の質の向上に資する、②地域に福祉人材を育てて地域福祉に寄与する、③閉鎖的になりがちな施設に外部の目を入れる、という3つの意義を求めるものです。学校教育への協力とは、学童へのボランティア教育・福祉教育及び職場体験などを施すことを言います。長谷川羽曳野学園では、地域住民の協力を得て裏山の整備をしていることや、園の入所児童しか通学していない長谷川小中学校と密接な連携を持っていますが、ボランティア等の受入れに対してその基本姿勢を明確にし、体制を整備して計画的に実施する必要があります。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者 評価結果
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】		
大阪市立の施設であり、連携が図られている関係機関は大阪市関連の機関が主であり、所在地域の機関としては、緊急時対応に必要な、警察や消防の他、保健所その他に限られています。子どもの社会性を育むためには、養育・支援の全般に亘って、より多くの社会資源を地域に確保して連携することが求められます。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	c
【コメント】		
これからの社会福祉施設は、施設が有する物的・人的資源を活用して、地域住民との交流、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等の開催、地域ニーズに応じた多様な支援活動、災害時の地域における役割等の確認など、地域福祉の推進に寄与しようとする取り組みが必要です。		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【コメント】		
施設が有する物的・人的資源を活用して、地域福祉ニーズに応える公益的な事業・活動は行われていません。社会福祉事業者は進んで地域の福祉課題に応える公益的な事業に取り組むことが求められています。大阪市立の施設であるとはいえ、市外に立地しながら大阪市民に限った福祉事業に留まっている問題は3年前の第三者評価においても指摘されていますが、未だ検討段階の域を出ていません。今後の取組に期待します。		
Ⅲ 適切な養育・支援の実施		
1 子ども本位の養育・支援		
(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
理念や基本方針には、子どもを尊重した養育・支援の方針が明示され、職員会議において園長からその趣旨が説明されています。しかしながら、子どもを尊重する養育・支援についての考え方が、まだまだ共有されておらず、組織的な共通認識とする取り組みが必要です。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】		
子どものプライバシー保護の考え方と、未成熟な子どもの健全な育成を支援するために必要な管理的（指導的）関わりとのせめぎ合いは難しい課題です。適切な養育・支援を実施するうえで、マニュアルの整備と理解の徹底は欠かせません。大阪市立の施設であり、当然ながらプライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関する規程は整えられていますが、児童養護施設においては、例えば一時帰宅後の手荷物に不適切なものの持ち込みがないかを、子どものプライバシーを侵害しない手法で確認する必要もあり、マニュアルの規程はこうした機微に及ぶものではありません。また子どもや保護者等へのマニュアル周知はされておらず、一部職員にあってはマニュアルの存在さえも認識されていません。施設のハード面においては、居室内については家具等で個人的スペースを形成するような配慮をしたり、共用部分においても、子どもが一人になれる場を整えるなど、子どものプライバシーを保護する取り組みを行うよう期待します。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	c
【コメント】		
理念・基本方針や施設概要を記したパンフレットが用意されています。入所前の見学にも、依頼があれば対応しています。しかし、入所の手引きはまだ素案が作成された段階です。日々のくらしの日課表は掲示されていますが、生活のルールや規程は子どもに周知されていません。「子どもの権利ノート」の配布もなく、児童養護施設において養育・支援を利用するための適切な情報提供を、子どもや保護者等により積極的に行う必要があります。		

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	c
【コメント】	
「入所の手引き」や「生活のしおり」は未完成の状態です。養育・支援の開始時、子どもは居住地（大阪市）から遠く離れた施設に移送される中で、緊張を募らせていますが、園舎の構えや招き入れられる応接室の設えは公共施設然として堅く、子どもの緊張をほぐすものではありません。院内教育の特性上、措置児童は学習面に配慮を要する子どもが多く、コミュニケーションに課題のあることが多いとのことですが、であればいっそう和んだ環境を設え、わかりやすく理解を求めるための工夫が求められるところです。	
③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】	
平成28年度に、こども青少年局に移管された後、高校生が在籍しています。学園では中学卒業時に、①他園への措置変更、②家庭復帰、③在園して高校や特別支援学校へ通学する、を選択できるようにして、養育・支援の継続性に配慮した取組を始めたところですが、ようやく端緒についたばかりです。他の施設や地域・家庭への移行にあたっては、大阪市児童福祉連盟が作成した引継ぎ文書を活用しています。退所後も子どもや保護者等が相談できる窓口としては、家庭支援相談員を1名配置して、各々のケースに対応する体制としています。	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	
第三者 評価結果	
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
【コメント】	
本園は、子どもの在籍人数に対して施設の規模・設備や人員配置も豊かであり、衣類や遊び道具、おやつのお供も潤沢です。教育委員会が所管していた時代は、教育的指導によっていましたが、所管局が移管されて後は、園の方針として、子ども本位の受容的支援が実施され、子どもたちはのびのびと生活して大いに満足しています。ただ、それらは子どもの満足に関する調査に基づいたものではありません。一部の職員には、行き過ぎた“思い入れ支援”も見られ、子どもの自立を支援し、最善の利益を目指すうえで、職員と子どもの関係性を再考すべき課題があります。	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】	
大阪市直営社会福祉施設における苦情解決体制整備要綱に基づく苦情解決体制や学園の要綱に基づく意見箱設置など、その仕組みは確立しています。しかしながら、意見箱についても、投函された内容が検討され対応が図られた事案がありましたが、その後の活用は低迷しています。適切な苦情解決の仕組みが確立して機能するためには、子どもや保護者等に対してより積極的な周知が必要です。	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	c
【コメント】	
意見箱を設置するなど、子どもが意見を述べやすい環境整備に着手していますが、複数の相談方法や相手を自由に選べることなどをわかりやすく伝える文書の作成・配布や、相談しやすい環境の整備が必要です。	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】	
職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいよう配慮し、取り組んでいます。意見箱も設置され、迅速な対応がなされました。しかしながら、子どもたちにはそうした取り組みが十分理解されていません。子どもたちがより相談しやすく意見を述べやすいような環境づくりに職員全体で取り組む必要があります。	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	
第三者 評価結果	
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】	
学園独自の「危機管理の手引き」が、1年間の検討期間を経て最近（H30.2）策定されました。リスクマネジメントにかかる、予防・防止・対応の総合的なマニュアルとして職員にも周知が図られています。しかしながら、委員会設置などの明確な組織化がまだできていません。子どもの安心・安全を脅かす事例は養育・支援の日誌に事実関係のみの記載が散見され、それぞれ個々に要因分析や再発防止策の検討をしているようですが、そのような取り組みを次に活かす資料とするためには、「ヒヤリハット報告書」として組織的に記録に残し収集することが大切です。	

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】		
前述の「危機管理の手引き（H30.2）」に、感染症対応マニュアルがあり、具体的な予防・防止・発生時の対応策を定めていますが、委員会を設置するなど、組織的かつ定常的な対応を強化する必要があります。特に、感染症対策は異なる職種や部門間の緊密な連携が必要とされますので、その時々職場状況に合わせた検討・協議の場が必要です。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
【コメント】		
H30.2に長谷川羽曳野学園の「危機管理の手引き」が策定され、その中に地震・風水害・津波への対応が、勤務時間中・時間外の発生の別に詳細に記されています。非常時の連絡体制および安否確認の方法を定め、職員に周知しています。消防・防災計画を策定し、地元消防組合にも提出されています。今後は、柏原市所在の施設として、地元自治会や公益活動団体ほか周辺機関との具体的な連携をはかることができるよう、より多重的・積極的に取組んでいく必要があります。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	c
【コメント】		
2年前の局移管に伴って職員体制も大きく変わり、教育的指導から福祉的受容・支持へと養育方針も転換されました。この間、現場では職員個々に試行錯誤が続いており、まだ養育・支援について標準的な実施方法の文書化（マニュアルの作成）は適切に行われていない状況です。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
【コメント】		
フロア会議、リーダー会議、職員会議等、養育・支援のノウハウを集約する場は設定されていますが、フロアによって議論が活性化しているところとそうでないところがあります。組織全体としての取組とし、まずは望ましい方法を共有して定着させていくことが求められます。そもそも、統一したマニュアルの作成がないので、その見直しをする仕組みも認められません。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】		
子ども一人ひとりのニーズは、担当職員と上司、それに心理療法担当職員も加わったケース会議等で把握され、これに基づいて個別の自立支援計画が策定されています。しかし、2年前の所管局変更後に職員の大半が入れ替わっており、職員の経験値も浅く、職員個々による積極的な取り組みが求められています。支援困難ケース等への対応について、より適切な自立支援計画を策定するために、職員個々の資質を向上させるとともに、必要に応じて外部人材の投入も検討する必要があります。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
自立支援計画は、職員会議等で計画の実施・作成等にかかる日程を含めた指示等を行い、組織的・定期的を実施することとしていますが、29年度は、計画的な実施ができておらず、結果的に随時の見直しとなっています。その時期や見直しの手順等の組織的仕組を、現実に実施できるような、現場での認識と取り組みが必要です。また、自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容など、養育・支援の質の向上に関わる課題が明確にされて、養育・支援の質の向上に結び付く積極的な取り組みがなされることが求められます。		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
--	---

【コメント】

パソコンのネットワークシステムが利用され、養育・支援の実施状況は統一した様式で記録されています。しかしながら、記録要領の定めはなく、随時の指導に依っている状況のため、記録内容や書き方に差異が生じないような工夫が必要です。行政機関としての学園では、情報の記録・伝達の基本は紙ベースとされており、朝・昼の引継ぎ時の“連絡ノート”や指導日誌を媒体として情報伝達している状態です。一方、養育・支援にかかる情報をタイムリーに記録し、職員の共有をはかるとともに、養育・支援の質の向上に資するデータとして活用を図る観点で、パソコン記録方式の導入は、その意義が大きく、適切に活用できる仕組みの確立が必要です。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
-----------------------------	---

【コメント】

大阪市における公文書管理条例、個人情報保護条例および情報公開条例に基づき、記録の管理は適切に行う体制が確立しています。個人情報の保護にかかる取り組みについては、子どもや保護者等に対してより丁寧な説明努力が求められます。

□

内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

第三者
評価結果

① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
--	---

【コメント】

子ども本位の養育・支援の基本として、園の運営方針は①家庭的養護の推進、②安心安全な生活環境の保障と心身の健全な育成、③社会的自立、④家族との再統合、そしてそれらを実現するための手段として⑤人材育成と職員の専門性向上、を掲げています。それらの理念は、職員間で共有され、これを基に、最善の利益の確認・検証、職員間協議、スーパーバイズが行われているところです。しかしながら、受容的・支持的な関わりは基本的なものであり、きわめて大切ですが、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えていく必要があります。学園では生活日課を守る、男女の境を設ける、といったこと以外のしつけが甘くなっており、個々の子どもの安全や安心、人権を守るといった最善の利益を尊重した取り組みが求められます。一部職員の子どもの対する接し方の温度差もあり、職員間で情報の共有化や議論を活性化し、時には職員が一致して毅然とした態度で臨むことも必要です。

② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	c
--	---

【コメント】

子どもの出生や生い立ち、家族状況に関する情報は職員間で共有されていますが、子どもの理解能力や保護者等の願望など、慎重を期する必要性があって、子どもに、その出生や生い立ちを適切に知らせる取り組みを積極的に実施していません。しかし、退所後の家族関係の再構築のためは勿論、本人が強くいきる力を育むためには消極的であってはなりません。ライフストーリーワーク (LSW) の手法導入が望まれますが、これは確かに難しい課題であり、安易な実施は子どもの心理を大きく揺るがせるリスクを含んでいます。しかし、だからこそ、そのとき傍に信頼できる大人がいるかどうか重要です。普段から1人ひとりの子どもと本気で向き合っていくためにも、職員の養育・支援の技術を向上するための研修や、子どもの最善の利益を追求する理念についての共通理解が求められます。

(2) 権利についての説明

① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	c
--	---

【コメント】

子どもが、自身の権利意識を持つことこそが、自尊感情と他者への尊重の原点となるものです。職員はそれぞれに見識を持って、権利について正しく理解できるようわかりやすく説明し、子ども本位に養育・支援に取り組んでいますが、子どもたちは権利ノートの存在も認知しておらず、組織として積極的な説明の取り組みはなされていません。「子どもの権利ノート」あるいは、それに代わる資料を活用し、年齢に配慮しつつ、権利について理解を深めるように定期的に説明されることを望みます。

(3) 他者の尊重

① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

b

【コメント】

職員は子どもたちを慈しんで養育・支援に努めており、子どもたちも信頼感を寄せています。しかしながら、学園の環境下においては残念ながら多くの人たちとの触れ合いを通して他者への心づかいが育まれるような支援ができていません。また、職員個々の能力に任せているところが大きく、バラつきが生じていることも否めません。今後は、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養い、将来の自立をめざした、社会性育成の取り組み等、職員により丁寧な関わりを行うための組織的な仕組みづくりが望まれます。

(4) 被措置児童等虐待対応

① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

c

【コメント】

大阪市職員基本条例に処分規定を含む詳細な取り決めがあります。被措置児童等虐待防止マニュアルにも具体的な対応が明示されています。職員は全員が市職員であり、当然にこうした規定を遵守することが期待されており、園長も会議や研修等でその周知を図っていますが、不適切対応を疑われる事例が報告されています。今後は、研修等を通じて、いかなる被措置児童等虐待等の不適切な対応を伴わない、支援技術の習得を図る取り組みが求められます。

② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為を含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取り組みを評価するとされています。学園では子どもに対する不適切な対応について、規程通り当該職員と子ども双方から事情を聴き取り、市へも報告されています。しかし、市当局の調査にも時間を要しており、迅速な処分や経過の周知、再発防止の取組が明確に行われていません。また、こうした取組について、子どもにも周知し、子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法を学ぶ機会が設定されることが必要です。過ちを未然に防ぎ、超えてはならない一線を守ることは、子どもの権利擁護は勿論、組織の存続と職員の権利を護る上でも重要であり、組織としての徹底した取組が欠かせません。

③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

b

【コメント】

大阪市マニュアルに従い、迅速かつ誠実な対応に務めています。しかしながら、大阪府では児童養護施設版児童用リーフレット「あなたへの大切なお知らせ」を用意して、被措置児童等虐待防止のための取り組みを行っていますが、大阪市では、そういった取り組みはなされていません。学園においては、これに代わるようなわかりやすい資料を活用して、子どもたちの権利を守る取り組みが望まれます。

(5) 思想や信教の自由の保障

① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

a

【コメント】

特段の規定を明文化していませんが、子どもや保護者等の思想や信教の自由は守られ、子ども一人ひとりの権利を損なうことのないよう努めています。

(6) こどもの意向や主体性への配慮

① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っている。

b

【コメント】

アセスメント時には、心理療法担当職員が子どもの心のケアを行い、また不安感を理解し受け止めるように支援しています。廊下等の壁面には、子どもたちの作品も掲示し、公共施設然とした固い雰囲気や和らげるように工夫されています。しかしながら、「入所の手引き」はまだ素案が作成された段階です。子どもと保護者等との関係性を踏まえ、分離に伴う不安を理解し受け止め、子どもの意向を尊重しながら学園生活を送ることができるように支援できる体制づくりを望みます。

②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

女子棟では月に1回「女子会」と称してこども会議を行っています。そこでの議題はもっぱら余暇の過ごし方について議論することが多いようですが、決められたことは守るように職員も支援を行っています。一方、男子棟では低学齢児の在籍が多く、また概してコミュニケーションが苦手な傾向もあって、そのような話し合いの会は成立していません。職員は、例えば一緒に入浴するなどの日常生活の中で「安心、安全、気持ちよく」をキーワードとした共生の意識を育てています。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
---	---	---

【コメント】

各居室にはテレビが設置され、遊びの部屋には各種ゲームや漫画が豊富に用意されており、自己選択できる物理的な環境は潤沢に整えられています。また、日課の設定も比較的自由です。しかしながら、日常生活が基本的には学園と隣接する長谷川小中学校だけの生活となっています。余暇において、自由な時間を過ごすことだけでなく、自立へ向け、新しい体験や自己肯定感を高め世界を広げるような活動、子どもの主体性を尊重しつつ支援する取り組みが望まれます。

②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
---	--	---

【コメント】

子どもの学齢に応じて決められた小遣いが与えられ、小遣い帳をつけて自己管理ができるように支援しています。年4回の買い物の日は購入品目に優先順位をつけ、自身で購入するように職員は見守りながら支援を行っています。余ったお小遣いは貯金するようにアドバイスも行っています。今後、在籍する高校生には、自立に向けてさらなる経済観念がつくような支援プログラムの策定と実施を期待します。

(8) 継続性とアフターケア

①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

必要に応じて、担当職員や家庭支援専門相談職員が、園の行事や面会等を通じて、一時帰宅の仕方や家庭復帰後の生活について、保護者等との相談に応じています。しかしながら、家庭復帰後の支援までには至っていない状況です。児童相談所の児童福祉司と連携を図り、相談記録を作成し誰でも相談に応じることができる仕組みづくりを期待します。

②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	c
---	---	---

【コメント】

長谷川小中学校に併設されてきた本園は、長く小中学齢児童に限定された児童養護施設であったため、中学卒業とともに他園に措置変更されるのが常で、措置継続等は行われていませんでした。所管がこども青少年局に移管された昨年、その規定は改められ、高校生が在籍しています。しかしながら、その支援方法については手探り状態で行っているのが現状です。できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、組織的な支援の仕組みづくりが早急に行われることを望みます。

③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

職員は日々の養育支援の中で退園後の生活が困難なものとならないように話をしています。退園後の相談窓口は設けていますが、積極的な支援には至っていません。児童の退園後は児童相談所の児童福祉司が支援の中心を担うことも困難な状態であり、退所先の地域や要保護児童対策協議会とも連携しながら、学園は率先して積極的な支援に取り組む必要があります。以前は長谷川小中学校で卒業生の同窓会も開催されていたようですが、現在は卒園児童は長谷川小中学校の学園祭等に参加するにとどまっています。学園の在籍児童や現在の職員との積極的な交流はできていません。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもが表出する感情や言動の受け止めについては、心理療法担当職員の助言を得ながら、各職員が、子どもの特性を見極めて対応しています。しかしながら、職員の何気ない指示言葉が、子ども本人にとっては強制や攻撃と受け取られる場合があり、言葉の断片に過敏に反応するなどの傾向も見られます。職員は、そのような子どもの特性を理解して、子どもの心を読み取ろうと務めています。支持的な態度で寄り添おうとする姿勢が、必要な“大人の管理性”を甘くし、ある場合は逆転移ともいべき行き過ぎた養育・支援に至るケースもあるようです。子どもとの信頼関係の構築が最も大切であり、しかも子どもの理解や受容しているということが、子どもにきちりと伝わっていることが重要です。中学生以上の子どもたちは職員と深い関係を結ぼうとしていません。任期付職員だということをよく理解しており、ドライに割り切って接しています。「相談相手は友達」という意見が多く聞かれました。</p>	
<p>② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>長谷川羽曳野学園では、在籍児童数に対して施設や設備のハードや物品の供与、並びに人的配置等は、他の園に比して少なくとも量的な尺度では恵まれた環境にあり、生活権の欲求が満たされています。また、日課も比較的柔軟に設定されています。身近な担当職員には一定の裁量権が許されていて、子どもと触れあう時間が確保されています。子どもの人数が少ないので一人ひとりに目が届くはずで、大人との関係性について子どもが求める欲求を充足するよう、さらなる取り組みを期待します。</p>	
<p>③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>学園では、できる限り子どもの自由を容認しつつ、必要な学力指導を保障し、きちんと挨拶ができ、ありがとうが言える最低限のマナーを教えようとしています。しかし、ほとんど学園と学校だけに限られた生活環境のなかでの自由が、社会に帰ってからの生きる力に結びつくものかどうか定かではありません。子どもたちの得意を見つけて褒め、エンパワメントを支援する取組も求められます。</p>	
<p>④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>在籍児童は平成30年3月13日現在、小中高校生合計17名です。幼児がいないので保育や幼稚園への就園はありません。併設する小中学校は園の児童だけで、近隣の学校との交流もほとんどないのでクラブ活動等は限られています。図書（主に漫画）、玩具・遊具は潤沢に用意されています。卓球台やバスケのゴールもありますがあまり利用されていません。夜勤のアルバイト学生がボール遊びや勉強につきあってくれています。自転車での外出が比較的自由に認められています。子どもたちには特段の不満はない状況です。</p>	
<p>⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>大多数の職員の指示や声掛けは適切であり、子どもたちも集団生活のルールに従って秩序ある生活が営まれています。しかしながら、職員のチームワークに一部乱れも見られ、子どもたちに模範を示していると言えない面もあります。また、地域社会への積極的参加がないので、社会性の向上には課題が残ります。</p>	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>大食堂での食事です。朝・夕は園の食事として男女が分かれて職員とともに食事をしますが、平日の昼食は同じ場所でありながら学校給食として、小学校グループと中学校グループに分かれて（男女混合）、学校教諭がこれに加わり、園の職員は同席しません。各グループで食事の開始・終了時間が定められています。食事終了時に一斉清掃するので、清潔は保たれますが、食事時間が家庭的な生活の一部という感はありません。個人別の食器や箸などの使用もありません。ただ、職員も同席して食事をしており、コミュニケーションの場としては機能しています。子どもが楽しく食事が出来るように食堂への通路の壁には子ども達と栄養士と一緒に作った、お花や動物の可愛い切り絵が飾られています。食堂内の掲示板には週間献立表や食品の栄養効果を分かりやすく表したパネルも貼られています。子どもの誕生日には、好きなメニューをリクエストすることができ、子どもは楽しみにしています。食材の保温什器があって、適温給食はできています。</p>	

<p>② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。</p>	b
【コメント】	
<p>学校給食となる平日の昼食を含めて、栄養士が栄養管理を担っています。嗜好調査はしていませんが、栄養士が残食状況などを観察して把握しています。しかし、好き嫌いについては安易に対応していません。子どもたちもそれに順応して頑張って食しています。前回の第三者評価で、夕食後の食器を水に浸しておき翌朝洗浄する事が、衛生上問題であると指摘されたところですが、その日のうちに洗浄するよう、改善されています。</p>	
<p>③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。</p>	b
【コメント】	
<p>食堂には、食材に係る情報提供がされています。さらに、ひな祭り、七夕さん、お正月などには季節感や伝統料理に気を配られ、食文化の継承にも努められています。食後の後片付けは子どもたちが行っていますが、食器洗いはしていません。調理担当職員は全員が非常勤職員であり、子どもたちとともに調理をすることはありません。栄養士の勤務時間の都合もあり、基礎的な調理実習をする機会は春夏の休暇時に限られています。食器のつかい方などは、子どもそれぞれに自己流であり、マナー教育はできていないようです。食材の購入は栄養士が業者発注しており、子どもたちが買い物行動に参加する機会はありません。</p>	
(3) 衣生活	
<p>① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	b
【コメント】	
<p>春夏秋冬の年4回、子どもたちは決められたお小遣いを持って自由に衣類を選択して購入する機会があります。衣類は各季節にあったものが必要量確保されており、着用の状況も適切であると評価できます。ただ、洗濯やアイロンかけ、整理・保管などの行為は、性別・年齢によっては必ずしも子どもの見えるところで行われておらず、衣習慣を習得させるものとはなっていません。日常的な家庭仕事の一つとして、自然に衣習慣の習得に繋がる取組を期待します。</p>	
(4) 住生活	
<p>① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。</p>	b
【コメント】	
<p>施設の清掃は、子どもたちも参加して行われ、きれいに整美されています。食堂は清潔に保たれていますが、大食堂となっているので家庭的雰囲気ではなく、何らかの修景の工夫を要します。食堂を含め、各居室その他に、花や絵画を飾るなどの工夫を期待します。</p>	
<p>② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。</p>	c
【コメント】	
<p>大舎制の寮舎構造となっており、子どもが一人になれる居場所が確保されているとは言い難い状況です。居室も2～3名の相部屋であり、収納が壁一面に設えられていて、室は畳敷きの大部屋であって、個別の空間が形成されていません。平成30年度夏に予定されている施設改修での改善が求められます。</p>	
(5) 健康と安全	
<p>① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p>	b
【コメント】	
<p>子どもの健康状態は担当職員により把握され、日誌等の記録により申し送りがなされています。衛生管理や身の回りのことが自分で行えるような支援は、子どもの発達に応じた方法で随時行われています。しかしながら、食前食後の手洗いや歯磨き習慣の指導が徹底していません。夜尿のある子どもに対しては他の子どもに悟られないように小声で会話をするなど、子どもの自尊心を傷つけないような配慮がなされています。自転車に乗る資格を与えるについても、テストにより交通ルールの理解度や自己管理能力を計ったうえで、許可するなどの安全対策が講じられています。施設内外の危険箇所や危険物に対して日常生活の中で随時注意を促すなど、子どもの安全の確保に対しては職員個々の意識として配慮はされています。様々な問題を抱えている子どもたちへの支援という面で、対応マニュアルの整備や周知といった、組織的な対応を期待します。</p>	

② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

b

【コメント】

嘱託医を中心に子どもの健康状態を把握し管理する体制が整備されています。服薬が必要な子どもへは、担当職員が服薬の状態を確認し、日誌に記録されています。健康上特別な配慮を要する子どもは、現在は入所していないとのことですが、今後備え、医療や健康に関して幅広い知識の習得を目指し、職員による学習会の開催や施設内外を問わず研修に参加する体制づくりを期待します。

(6) 性に関する教育

① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

c

【コメント】

子どもの性に対する正しい理解を促すための取組は併設する学校で行われているのみで、園内では男子と女子が接触する機会を少なくするよう配慮されている以外、特段の取り組みは実施されていません。様々な生育環境から自己否定感が強く、自分の性に自信を持ちにくい子どもたちに対して、単に問題を避けるのではなく、いのちの教育の一環としての性教育のあり方について、子どもたちだけでなく職員間でも学習会を実施するなどの検討が求められます。

(7) 自己領域の確保

① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。

b

【コメント】

日用品など、子どもが使うものは基本的に個人所有とされており、子どもの好みを尊重しています。所持物には、できるだけ記名は避けていますが、それぞれの個性が表出されていて問題を生じていません。部屋には収納が個々に整備されており、良く整頓されています。しかし、畳の部屋に2~3人一緒に生活をしているため、自他の境界線を認識しにくい環境にあります。シャンプーなど一部の日用品は個人所有が認められていますが、前回の第三者評価でも指摘にあった食器類は、未だ個人所有のものを使用するには至っていません。現に男女それぞれが10名未満の規模であり、なお個別化の余地がありそうです。今後、改善策を講じられることに期待します。

② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。

a

【コメント】

子どもには、夕食後に日記をつけることが習慣づけられており、成長の記録を重ねて行くことができるとともに、自己表現力を育む取組があることは高く評価できます。職員の中から「写真係」が選任されており、誕生日会、クリスマス会などの記録が子どもに1年分をまとめて渡されています。子どもは自らアルバムを整理するようになっており、小学校低学年の児童には職員が手伝っています。アルバムの管理も、子ども自身が行っており、いつでも見て、成長の過程をふり返ることができます。1年分をまとめて渡すのではなく、もう少しきめ細かな支援を期待します。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【コメント】

地域社会との交流が少なく、ごく限られた人間関係の中で、子どもたちに大きなストレスがないためか、繰り返し児童相談所や警察等と協議を重ねて事態を改善するほどの深刻な暴力・不適応行動は発生していませんが、暴力や暴力以外の不適応行動上の問題に対して、その都度職員の判断に基づいて対応がなされているのが現状で、職員の協力体制など施設全体として取り組む仕組みが構築されていません。意思の表現とともに文意の理解に課題がある子どもは、一つの単語から心的パニックを起こすこともあります。心理治療の専門性を備えた援助技術の向上が求められますが、こうした懸案に関する職員研修も不足しています。また、子どもに問題行動があった場合の、職員としての判断や対応方法に職員間の違いがあって、一部職員との不協和に対する不安や不満に対しても解決策が講じられていません。行動上の問題のある子どもの特性等について職員間で情報を共有し、連携して対応できるようにしておくだけでなく、問題が発生した場合に速やかに解決される仕組みづくりが求められます。

② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

b

【コメント】

子どもたちは概して仲良くしていますが、さりとてけんかは皆無ではありません。そのような場合、職員はすぐには対応することを控えて様子を見守り、できるだけ自主的に納めるよう支援しています。また、職員は日ごろから暴力や不適切な行動は良くないということを示せるような態度で子どもに接しています。しかし、子どもが暴力、いじめ、差別などに遭遇した際に、どのようにSOSを出すのか、またSOSを受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制の整備が不十分です。子ども同士のいじめ等は、特段に発生していないとのことですが、万が一いじめや暴力が発覚した場合の対応について、職員間の連携や園長・係長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。

③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性 がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	b
---	--	---

【コメント】

学園に対して保護者が強引な引き取りを働きかけるケースは、現在のところ発生していないとのことです。従って、そうした場合の対応を定めて職員に周知する取組や、他の子どもへの配慮は検討されていません。しかしながら、児童相談所の児童福祉司は担当替えがありますから、園としての主体的・継続的な対応も備えておくことを期待します。

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

心理療法担当職員として長年の経験を有する職員を配置して支援を行っています。園では被虐待経験を有する児童が多く、その大半はネグレクトであり、“見捨てられ感”を強く持っています。心理療法担当職員はそうしたことを良く理解して、子どものカウンセリングに努めるとともに、職員への助言を行い、チームケアの重要性を伝えています。今後は対象となる子どもだけではなく、その保護者等への定期的な助言・援助を期待します。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

長谷川羽曳野学園は、院内教育という、他の児童養護施設にはない特質があります。学園においても、各居室には勉強机はありませんが、子どもたちが静かに落ち着いて勉強できるように学習室が用意されており、子どもたちもそこで勉強する習慣があります。子どもの状況に応じて併設する長谷川小中学校の先生に対応を依頼したり、高校生児童には支援学校高等部への通学も支援されています。しかしながら、学習に関することは、併設する長谷川小中学校や、子どもが通っている高校に任せている状態です。学園独自の主体的な取り組みとして、一人ひとりのニーズに応じた学習支援の体制づくりが求められます。

②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
---	--------------------------------------	---

【コメント】

以前は教育委員会が所管する、長谷川小中学校の寄宿舎であったため、子どもたちは中学卒業と同時に退所を余儀なくされていましたが、所管が大阪市子ども青年局に変わり、学園から高校に通う選択ができるようになりました。今年度初めて学園から高校に通う子どもへの対応が始まったばかりですが、今年度末に卒業の子らは全員家庭復帰するそうです。中学3年になると、①学園に在籍して高校進学する②家庭復帰する③他園に措置変更されるの、進路選択が検討され、本人の希望はもとより、必要に応じて親や学校、児童相談所と連携を図りながら進路決定が進められます。学園としては児童の「最善の利益」に配慮しながら、可能であれば家庭復帰をめざした取り組みをしています。対象児童がいないこともあり、就労させながらの措置延長をしている児童はいません。

③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

小中学生については、長谷川小中学校の授業の一貫で、職場実習等の機会がありますが、学園としての取り組みとしてはありません。まだ高校生にはアルバイトや各種の資格取得について積極的に奨励しており、その一人はアルバイトの面接を受けたそうです。中学生も保育士や小学校の先生になりたいといった夢を持っています。早い時期から、社会学習などを通じて応援していくことを期待します。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
---	---	---

【コメント】

面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでおり、職員は外出、一時帰宅後の子どもの様子を観察して、不適切なかかわりの発見に努めています。前回の第三者評価で指摘されていた家庭支援専門相談員の配置は実現しています。ただ、家庭支援専門相談員は多くの業務との兼職であり、より積極的な支援を実施できるような組織体制の構築を期待します。

(12) 親子関係の再構築支援

① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

前回の第三者評価の指摘を受けて、家庭支援専門相談員が配置され、ケース会議等で家族の支援課題が検討され、支援方針が共有されています。児童相談所等との連携も図られています。しかしながら、3階に利用できる親子生活訓練室があるにも関わらず、その活用や家族療法は実施されていません。養育・支援対象児童の家族においては、複雑かつ複層した課題があり、親子関係の再構築には、単に児童の自立支援では完成しません。保護者等に対する支援を含め、積極的に具体的な取組が求められます。

(13) スーパービジョン体制

① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

b

【コメント】

園長は、職員の専門性や施設の組織力向上の取組を3名の係長に任せています。養育・支援担当係長は職員の専門性向上について、スーパーバイズを実施しています。経験豊かな心理療法担当職員の知見も有効なアドバイスとなっています。また任期付職員の中にも、経験豊かな職員がおり、新任の職員も都度相談しながら養育・支援に努めています。こうしたチーム体制が、女子棟においては一定の成果が表れており、上級職員によるスーパーバイズは機能しています。しかしながら男子棟においては、職員の経験年数も浅く、チームの支援方針が定まっておらず、上級職員もこれを指導できていません。上級職員の現場への直接的な関与と指導が求められます。